第12回川崎市文化芸術振興会議会議録(摘録)

- 1 会議名 川崎市文化芸術振興会議
- 2 日 時 平成19年12月11日(火) 午前10時から正午
- 3 場 所 いさご会館4階第1・2会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 垣内委員、後藤委員、酒井委員、澤井委員、新藤委員、寺尾委員、 野畑委員、前田委員、渡辺委員 欠席委員:林委員
 - (2) 市出席者 磯野市民文化室長、濱舘主幹、服部主査
- 5 議 題文化アセスメントについて
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 0名

【審議内容】

議長 先の部会の中で出された意見を踏まえ、マニュアルの前の文化アセスメントの 考え方や意義の位置づけとして「川崎市文化アセスメントの基本的考え方につい て」説明したい。まず、意義については、3つに分けており、①文化政策の評価 システムとしてのアセスメント。市では行政評価を実施しているが、文化アセス メントは、文化芸術施策に関する実質的な政策評価としての役割を担っている。 評価対象としては、プロジェクトレベルもしくはプログラムレベルである。目的 を明確化し、その妥当性や達成方法を評価し、本来の目的を発揮できるようにポ ジティブな視点から改善提案的な評価を行う。②都市活動の創造性を高めるアセ スメント。文化政策は、地域の文化資源を最大限活用し地域の活性化・持続的発 展を実現する都市再生の先導役として、また、地域のアイデンティティとして川 崎市としての都市政策をつくるものと考える。具体的には、文化芸術振興計画の 進行管理とアセスメントの実施により、文化施策的視点、福祉施策や都市計画な どの他の施策に役立てる。アセスメントは、芸術文化性だけでなく、都市の魅力 の向上や経済的活性化の効果などの波及についても可能な限り補足する。③市民 への説明責任の履行、市民への情報発信としてのアセスメント。川崎市の施策や 川崎市文化芸術振興条例の中でも市民への視点が重視されている。アセスメント

は、市民への公表により説明責任の履行と情報発信が行われ、文化芸術活動への 市民参加の促進や創造等を促す役割を担う。以上の意義により、政策目的として 目的設定の妥当性、達成度合、達成手段の妥当性、文化芸術の質として独創性、 教育的効果、市民との関係として参加、満足度、周知度、事業の効率・効果とし て費用効果、波及効果、施設等の利用・管理、連携・協働をアセスメントの評価 区分とする。次に議題資料2について事務局から説明をお願いしたい。

事務局 1ページの3評価方法について、A:継続、B:改善、C:見直し、D:廃止の総合評価についてDをなくしCに含める。評価方法について内容の整合性を図るため評価内容と評価シートを整理した。2ページの2各項目の考え方や記載方法については、議題資料1に合わせた項目立てにし、行政が記載する部分として各項目にその考え方を表記した。5ページには指標として定量的評価についてその考え方を示した。基準値の設定や評価項目と連動させていくかなどについて審議していただきたい。次に、本会議による評価について示した。方法は、行政による評価が妥当であるか、行政へのヒアリングや専門家の招聘などにより各委員が検討し評価を行い、各委員の評価を検討材料に総合評価につなげていく。6ページでは、評価の方向性として項目を設定し、行政の評価項目と一致させ、それぞれに考え方を表記した。7ページに総合評価の視点を示した。議題資料3は、実際の記載シートであり、整合性を持たせるため項目の変更を行った。以上です。

議長 議題資料3について確認したいが、それぞれの項目に点数がついているが、そ の点数による評価の基準はあるのか。

事務局 内容についての比重の重軽度があり、点数評価にするかを含めて評価方法について審議していただきたい。

議長 それでは、議題資料1から3について審議をお願いしたい。

委員 問題は今後どのように進めていくのかである。対象事業はどれぐらいあるのか。

事務局 事業数は変動するが、現時点では80ぐらい。

委員 80も評価するのか。

事務局 文化芸術振興計画上の事業について政策評価とアセスメント用の調査シートを 資料として会議に提出し、取組の確認を行うことでアセスメントの事前評価とす るとともに、アセスメントの事業の選定を行う。その中から3から5事業につい て選定し、アセスメントを実施していく。

委員 選定はこの会議で行うのか。

事務局 会議が市の文化芸術施策において戦略的で重要であるとした事業を重点文化芸 術振興事業として選定する。

委員 行政の報告は抽象的で観念的な表現が多く、実施しながら問題点や課題について検討していくことになるが、文化芸術は幅広く、現実にどのように行っていくのか難しい。

議 長 全ての事業を実施するのではなく、テーマごとに文化芸術の振興に影響力の大きい事業を行っていく。

委員 基本的には試行などを通じて実際に実施していくしかない。評価シートでは、 行政と会議が記載する部分に分かれているが、項目を同じにしたのはいいが、項 目の中の点数の配置も同じにする必要があるのか。

- 委員 評価シートのN=該当せずというはあり得ない。事業のどこの何に力点を置く のか明らかにする。
- 議 長 N=該当せずを削除する。事業の力点については評価シートの中のプロジェクトの目的欄の中に項目立てをする。
- 委員 団体の中でも活動を評価することが必要。市民の中でも活動を自己評価すると ころが増えている。
- 委員 各項目の評価内容の件数が違っており、単純に点数だけでは事業の力点について偏りが出る。
- 議 長 各項目ごとに点数の平均を出す方法もある。その際にも何が事業の重点である かは必要。ただし、点数による評価を行うかどうかは決まっていない。アセスメ ントの試行を通じて考える。
- 委員 指標の中に施設の利用率の項目があるがどういうことか。
- 事務局 指標については、事業の種類で決めていくことも可能であり、空欄にして必要 な指標があれば加えるという方法でもいい。
- 委員 文化芸術性の独創性については、世代によって違うものであり、この項目についての評価はできない。
- 委員 この項目は、作品に関するものではなく、展示会などの事業に対しての評価を 意味している。
- 議 長 総合評価のDは削除しCの見直しに含めることとし、Nの該当せずを削除し、 事業の力点については、評価してほしい部分として、どのように表記していくの か事務局に案を示してもらう。次に、文化芸術振興計画の案について説明をお願 いしたい。
- 事務局 文化芸術振興条例と会議からいただいた答申に基づき策定している。第1章が総論、第2章が基本方針、第3章が基本目標と文化的施策の視点を取り入れた施策、第4章が文化環境の整備、第5章が推進体制の5章構成となっている。文化アセスメントについては第3章に掲げる施策が対象となる。文化創造、情報の共有、人材育成の3つを基本目標としている。会議からの意見もお願いしたい。今後、パブリックコメントの募集を行いながら今年度策定する予定である。
- 議長 文化芸術振興計画、文化資源の情報発信、文化アセスメントの3つが大きなテーマである。文化アセスメントの方法について固める必要がある。3月に開催し、併せて文化芸術振興計画の報告をもらう。

(会議終了)